

スマートハウス普及促進

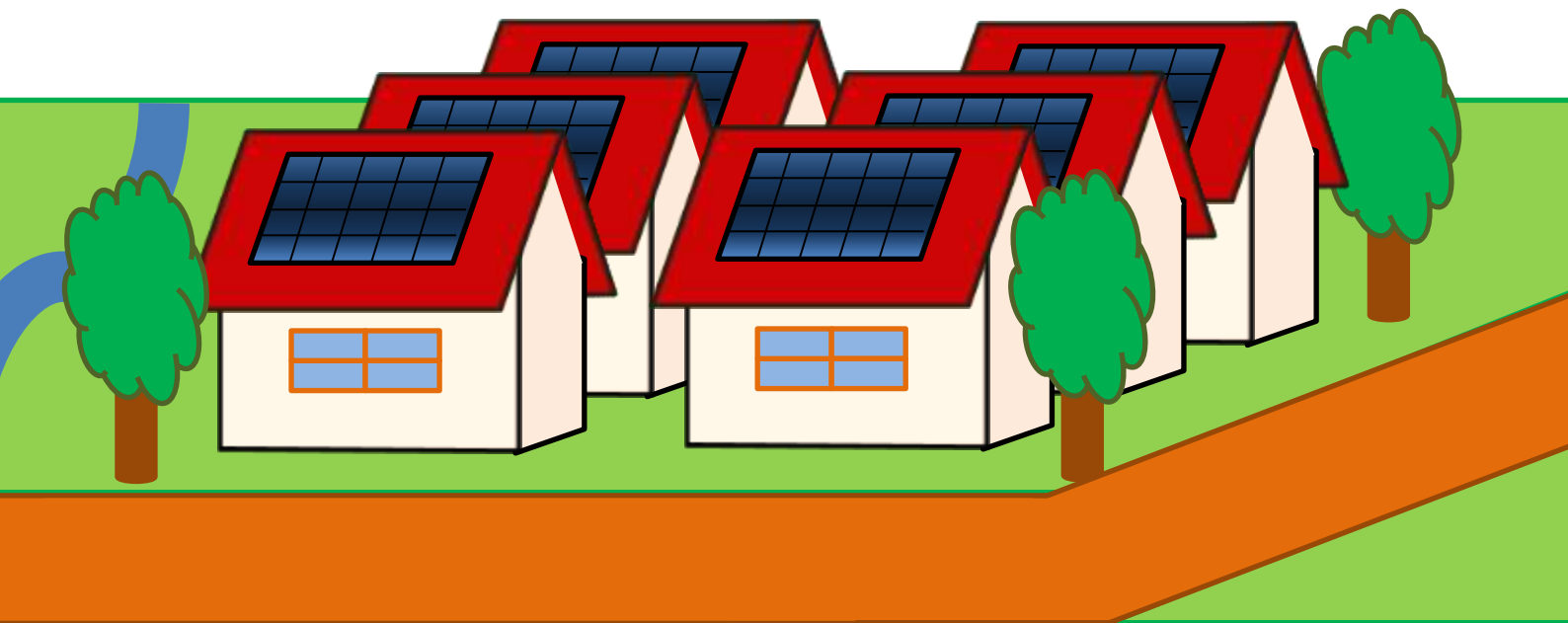
モデル地区住宅補助金の手引き

1 目的

三島市では、持続可能な低炭素社会の実現や市内の温室効果ガス排出量を削減するために、スマートハウス普及促進モデル地区に認定された地区に、スマートハウスを建築（又は購入）する場合、予算の範囲内で創エネ・省エネ機器設置費用の一部を補助します。

2 補助対象者

- ① スマートハウス普及促進モデル地区に認定された地区内に自ら居住するスマートハウスを新たに建築または購入する方。
- ② 市町村税の滞納のない方。



3 スマートハウス

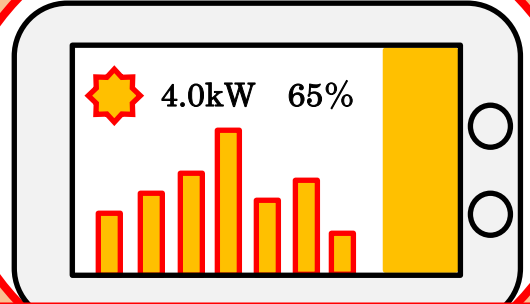
太陽光発電システムと HEMS (家庭用エネルギー管理システム) を必須とし、燃料電池又はリチウムイオン蓄電池あるいはその両方を設置した家をスマートハウスとします。また、下記設備をスマートハウス設備とします。

必須



太陽光発電システム

- ・ 公称最大出力 10kW 未満のもの

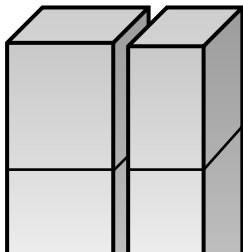


HEMS

- ・ 家の中の電力使用状況等のデータを計測及び蓄積できるもの

選択

1



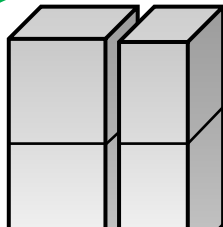
燃料電池のみ

2



リチウムイオン蓄電池のみ

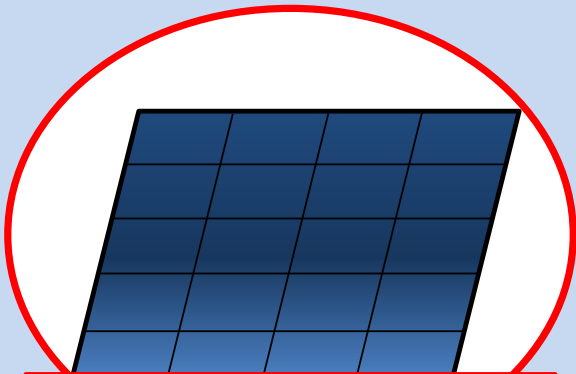
3



燃料電池とリチウムイオン蓄電池の両方設置

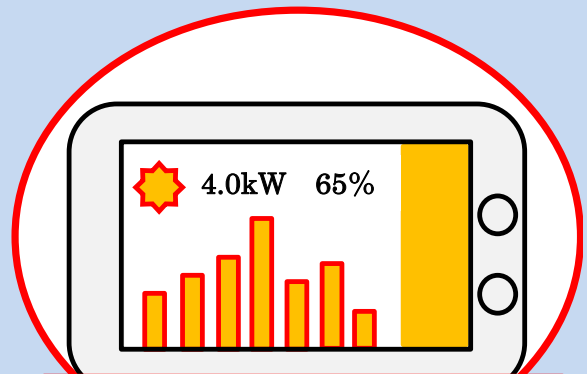
- ・ 燃料電池は民生用燃料電池導入支援補助金の対象としていされているもので停電時に発電する機能を有するもの等
- ・ リチウムイオン蓄電池は定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」の対象と指定されているもの等

4 補助金額



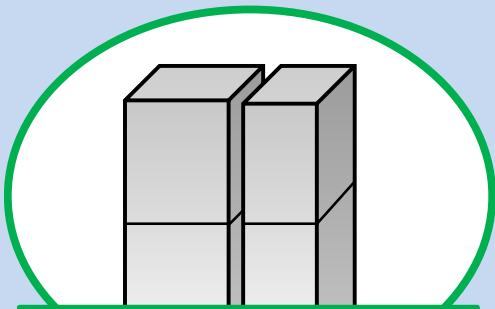
太陽光発電システム

1 kWあたり40,000円
上限は160,000円



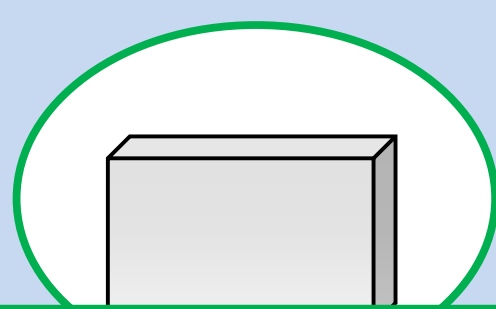
HEMS

補助対象経費の額
上限は40,000円



燃料電池

補助対象経費の額の三分の一の額
上限は200,000円



リチウムイオン蓄電池

補助対象経費の額の三分の一の額
上限は200,000円

※補助対象経費の額はスマートハウス設備の購入費用と設置に要する工事費用（スマートハウス設備の設置と一体不可分の工事に限る。）の合計額から他の制度に基づく補助金を引いた額のこと。

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。

5 申請手続きの流れ

申請者は申請書類と完了報告書類の2回書類を提出していただきます。

① 申請について

スマートハウス設備の設置工事を始める2週間ほど前（建売は購入前に）に申請書を環境政策課に提出してください。

環境政策課で書類を審査し、問題がなければ補助金の交付決定通知書を申請者の方に送ります。申請者は交付決定通知書の受領後に工事の着手（建売は購入）を行ってください。

② 完了報告について

工事完了後（建売は購入後）、30日以内又は補助金の交付決定があった年度の末日のいずれか早い日までに完了報告書を提出してください。

環境政策課で書類を審査し、問題がなければ補助金の交付を行います。

※ 工事内容に変更や廃止があった場合

内容が決まり次第速やかに変更等承認申請書を環境政策課に提出してください。

| 予定 | 申請者 | 市（環境政策課） |
|--------|------------------------------|-----------|
| ①申請 | 申請書一式の提出 | 受付 |
| | | 審査 |
| | 交付決定通知書受領 | 交付決定通知書 |
| ※事業変更等 | 設置工事着手（又は引渡） | |
| | 変更等承認申請書一式の提出（変更・廃止・中止がある場合） | 受付 |
| | | 審査 |
| | 通知書受領 | 交付決定変更通知書 |
| | 設置工事の再開等 設置工事の完了 | |
| ②完了報告 | 完了報告書一式の提出 | 受付 |
| | | 審査 |
| | 補助金の受領 | 補助金の交付 |

6 申請書類

スマートハウス設備の設置工事着手前（建売の場合は購入前）に以下の書類をそろえて、環境政策課までお持ちください。

- ① スマートハウス普及促進モデル地区住宅補助金申請書
- ② スマートハウス普及促進モデル地区住宅補助金内訳書
- ③ 見積書の写しその他のスマートハウス設備の設置に要する経費の明細がわかる書類
- ④ スマートハウス設備の形状、規格等がわかる書類
- ⑤ スマートハウスの新築若しくは購入に係る契約書又はこれに類する書類の写し
- ⑥ スマートハウスの位置図
- ⑦ スマートハウスの敷地の位置を示す公図の写し
- ⑧ 市町村税の納税証明書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

7 完了報告書類

スマートハウス設備の設置が完了した日から30日以内、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに以下の書類をそろえて、環境政策課までお持ちください。

- ① 補助事業完了報告書
- ② 領収書の写しその他のスマートハウス設備の設置に要する経費がわかる書類
- ③ スマートハウス設備の設置完了後の写真
- ④ スマートハウス設備の設置場所が確認できる図面
- ⑤ スマートハウス設備の品質を保証する書類の写し
- ⑥ 住宅用太陽光発電システムにあっては、電力会社との電力受給契約に関する契約書の写し
- ⑦ 住民票
- ⑧ 支出負担行為書（請求書）
※交付決定通知とともに申請者に送付しています。
- ⑨ その他市長が必要とする書類

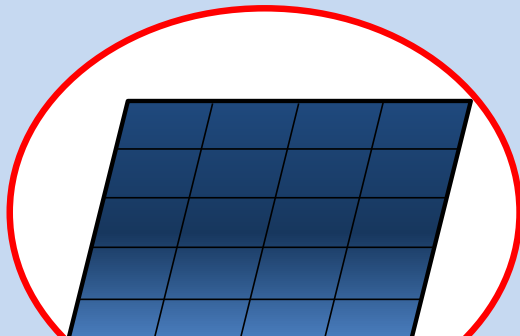
8 変更等承認申請書類

補助事業の内容に変更や廃止があった場合速やかに申請時との変更内容がわかる書類をそろえて環境政策課までお持ちください。

- ① 変更等承認申請書
- ② 6 申請書類の②～⑨で内容に変更があったもの

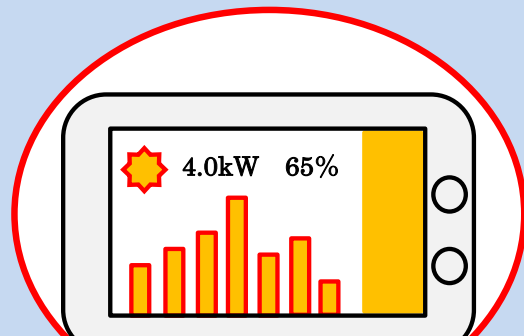
9 スマートハウス設備の管理

補助金の交付を受けた方は、スマートハウス設備を下記期間適正に管理してください。



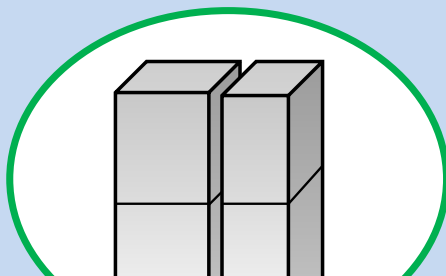
太陽光発電システム

17年



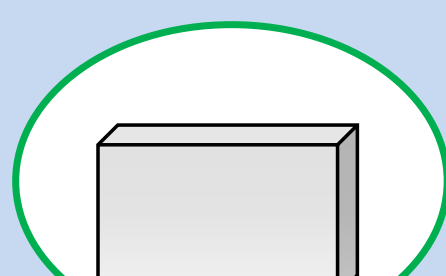
H E M S

5年



燃料電池

6年



リチウムイオン蓄電池

6年

10 Q&A

Q なぜ、モデル地区内で建築、購入したスマートハウスのみが補助金の対象となるのですか。

A 地球温暖化の進展により、温暖化防止対策が求められている中、三島市では小規模でもよいのでスマートハウスが一団となった地区を造っていき、低炭素なまちづくりを推進するために行っています。また、人口減少対策として、県の内陸フロンティアに指定されている地区を対象とすることで、市外県外からの移住定住の促進を図ることも目的としています。

Q スマートハウスの要件が太陽光発電とHEMSを必須とし、燃料電池と蓄電池が選択となっている理由は何故ですか。

A 太陽光発電とHEMSをつけることで効率よく電気を使用しながら電力のピークカットを図ります。そこに燃料電池や蓄電池をつけることでさらなる効率アップを図るためです。

Q 申請は全て補助対象者が行わなければならないですか。

A 補助対象者が事業者（機器販売業者や建売供給事業者など）に事務手続きを委任することができます。その際、特に委任状等は必要ありません。

Q 申し込みに必要な書類などはどこで受け取ることができますか。

A 三島市のホームページや環境政策課の窓口でお渡ししています。

Q リース契約でも補助金はもらえますか。

A リース契約は補助金の対象外となります。

Q スマートハウス設備導入費補助金との併用は可能ですか。

A 併用はできません。一つの設備に付きどちらか先に受けた補助金のみが対象となります。

Q スマートハウス普及促進モデル地区の認定を受けたものかどうかはどうすればわかりますか。

A 認定されたモデル地区については三島市のホームページで公開します。三島市のホームページをご覧になるか、環境政策課までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒411-0858

三島市中央町5-5

三島市役所 環境市民部環境政策課

TEL 055-983-2647 FAX 055-976-8728